

別 記

名 称	個 数		名 称	個 数	
	薬 局	薬局医薬 品 製 造		薬 局	薬局医薬 品 製 造
液量器	イ		ふるい器	リ	
温度計 100℃	ロ		ブンゼンバーナー(又はアルコールランプ)		チ
顕微鏡(倍率100倍以上)、ルーペ(10倍以上)又は粉末X線回析装置		イ	へ ら (金属製)	ヌ-1	
試験検査台		ロ	へ ら (角 製)	ヌ-2	
水 浴	ハ		崩 壊 度 試 験 器		リ
調 剤 台	ニ		メ ス ピ ペ ッ ト	ル	
デ シ ケ ー タ ー		ハ	メスフラスコ又はメスシリンダー	ヲ	
軟 膏 板	ホ		薬 匙 (金属製)	ワ-1	
乳 鉢 (散剤用) 鉢 棒	ヘ		薬 匙 (角製)	ワ-2	
は か り (感量1mg)		ニ	融 点 測 定 器		ヌ
〃 (感量10mg)	ト-1		ロ ー ト	カ	
〃 (感量100mg)	ト-2		調 剤 に 必 要 な 書 籍	ヨ あり・なし	
薄層クロマトグラフ装置		ホ	試 験 検 査 に 必 要 な 書 籍		ル あり・なし
比重計又は振動式密度計		ヘ	調剤に必要な書籍 ()		
ビ ー カ ー	チ		薬局医薬品製造業に必要な書籍 ()		
pH 計		ト			

※ 薬局医薬品製造業については、調剤台を試験検査台として用いる場合であって、試験検査及び調剤の双方に支障がないと認められるとき、ニ、ホ、ト及びりに掲げる設備及び器具については、厚生労働大臣の指定した試験検査機関を利用して、自己の責任において試験検査を行う場合であって、支障がなく、かつ、やむを得ないと認められるときは、この限りでない。

※ 感量10mgと100mgのはかりについて、兼用できる場合はその旨、明記すること。